

補助率及び補助限度額

区分			補助率	補助限度額	
漁業種類	認証	内容		基準	上限
沿岸漁業及び 養殖業	ASC/MSC /MEL	取得時まで	1/2	1,000千円/ 養殖種・漁業地区	複数魚種, 養殖種, 漁業地区の場合 5,000千円を上限とする。
		年次監査 (1年目)	1/2	1,000千円/ 養殖種・漁業地区	複数魚種, 養殖種, 漁業地区の場合 5,000千円を上限とする。
		年次監査 (2年目)	1/4	500千円/ 養殖種・漁業地区	複数魚種, 養殖種, 漁業地区の場合 2,500千円を上限とする。
	COC	取得時のみ	1/2	1,000千円	
沖合・遠洋漁業	MSC/MEL	取得時まで	1/2	5,000千円/ 魚種・漁業地区	複数魚種, 漁業地区の場合5,000千円 を上限とする。
		年次監査 (1年目)	1/2	5,000千円/ 魚種・漁業地区	複数魚種, 漁業地区の場合5,000千円 を上限とする。
		年次監査 (2年目)	1/4	2,500千円/ 魚種・漁業地区	複数魚種, 漁業地区の場合2,500千円 を上限とする。
	COC	取得時のみ	1/2	1,000千円	

※認証取得に係る本審査の期間が複数年にわたる場合、年度ごとに費用を区分し、当該年度に要した経費について補助を行う。なお、この場合においても、認証取得に係る本審査に要する経費の合算額に対する補助限度額の上限は、上記のとおりとする。